

独立行政法人国立高等専門学校機構における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第100号

制 定 平成22年 3月31日

一部改正 令和 4年 3月11日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における設備等の調達を行う場合の仕様策定及び技術審査については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「契約担当役」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号）第8条第1項第一号に定める契約担当役をいう。

(基準)

第3条 この規則において仕様策定及び技術審査を行う場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 製造の請負契約で予定価格が250万円を超えるとき。
- 二 財産の買入契約で予定価格が160万円を超えるとき。
- 三 物件の借入契約で予定賃借料の総額が80万円を超えるとき。
- 四 工事又は製造の請負、財産の売買、物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円を超えるとき。

(仕様策定委員会の設置)

第4条 理事長及び校長（以下「理事長等」という。）は、機構において、設備等の調達を行う場合には、その都度調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うため、仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討し、仕様を策定するものとする。

- 一 設備が備えるべき機能及び性能等に関すること
- 二 設備に関する関係資料等の収集に関すること
- 三 その他仕様の策定に関し必要と認める事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は3名以上の委員で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 設備を主として使用する者
- 二 会計担当課長、会計担当課長補佐又は契約担当係長
- 三 設備の使用に直接関係ない者のうちから理事長等が必要と認めた者（他の高等専門学校等の職員を含む。）

（委員の委嘱）

第7条 委員会の委員は、理事長等が委嘱する。この場合において、前条第三号の委員として他の高等専門学校等の職員を委嘱する場合には、あらかじめ当該職員の所属する高等専門学校等の長の同意を得なければならない。

- 2 理事長等は、委員の委嘱に当たっては、別紙様式1により委員の事務の範囲を明らかにして行うものとする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（審議上の留意事項等）

第9条 委員会は、審議に当たり次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 第5条第二号に掲げる関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者等から、幅広く、かつ、公平に行うこと
 - 二 仕様の策定は、教育研究上の必要性に考慮しつつも、競争性が確保されるよう可能な限り必要最小限のものとする
- 2 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、理事長等の承認を得るものとする。
 - 3 委員会は、開催の都度審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

（仕様内容の決定）

第10条 委員会は、策定した仕様原案について、多数の供給者等の意見を聴いた上で、仕様内容を決定するものとする。

（理事長等への報告）

第11条 委員会は、仕様を決定したときは、別紙様式2による仕様策定報告書を作成し、第9条第3項に規定する議事要旨を添付して理事長等に報告するものとする。

（技術審査職員）

第12条 契約担当役は、応札者から提出された仕様書等についての技術審査を行わせるため、技術審査職員を複数命ずるものとする。

2 契約担当役が必要と認めたときは、他の高等専門学校等の職員に技術審査職員を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ当該職員の所属する高等専門学校等の長の同意を得なければならない。

3 技術審査職員と第7条の委員は、可能な限り重複を避けることとする。

(技術審査)

第13条 技術審査は、応札者の提案した設備が機構等の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等（以下「応札仕様」という。）に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。

(技術審査結果の報告)

第14条 技術審査職員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前条第2項の応札仕様の一覧表及び技術審査表を添付し、契約担当役に報告するものとする。

(不合格者への通知)

第15条 契約担当役は、技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、別紙様式3により理由を付した書面で通知するものとする。

(例外措置)

第16条 機構が行う設備等の調達のうち、予定価格が一定金額未満の案件については、理事長の定めるところにより、この規則に定める以外の方法で仕様策定及び技術審査を実施することができる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、設備等の調達を行う場合の仕様策定及び技術審査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22年3月31日制定）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(独立行政法人国立高等専門学校機構における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規則の廃止)

第2条 独立行政法人国立高等専門学校機構における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第43号）は、廃止する。

(独立行政法人国立高等専門学校機構機種選定規則の廃止)

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構機種選定規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第44号）は、廃止する。

附 則（令和4年3月11日 一部改正）

この規則は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式1

委 嘱 状

年 月 日

職 名

氏 名

殿

(理事長等) 氏名

あなたを、下記のとおり仕様策定委員会の委員として委嘱します。

記

1 事務の範囲

(設備名) の調達に関する仕様策定

2 遵守事項

仕様策定に当たっては、独立行政法人国立高等専門学校機構における設備等の調達に係る仕様策定等に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第100号)第9条の規定を遵守すること。

別紙様式2

仕 様 策 定 報 告 書

年 月 日

(理事長等) 殿

仕様策定委員会

(職位) (氏名)

委員長

委 員

委 員

「(設備名)」の調達について、別紙のとおり仕様を策定しましたので報告します。
なお、仕様策定委員会の開催日及び審議内容については、別添の議事要旨のとおりです。

別紙様式3

技術審査結果について

年 月 日

(業者名)

(代表者)

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構

(契約担当役) 氏名

年 月 日に入札公告した「(設備名)」の調達に係る貴社提出の仕様については、技術審査の結果、下記の理由により(本機構)が提示した要件を満たしていないため、不採用となりましたのでお知らせします。

記

(理由)